平成２２年（フ）第５１５１号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番９棟502号、前住所大阪府枚方市村野南町１番４―208号
破産者　田口　　茂
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１６号
大阪市東淀川区菅原３丁目４番２号　高木ハイツ301号、前住所大阪市東淀川区豊新１丁目１番２―502号
破産者　Ｆｒｅｅ　Ｓｔａｒ　ｃｌｏｔｈｉｎｇこと　白石　一樹
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６４号
大阪府高槻市野田１丁目６番25号、前住所大阪府高槻市野田１丁目20番12号
破産者　オーテックこと　大津　昭二
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００１号
奈良県奈良市登美ケ丘２丁目４―14、開始決定時の住所東京都江戸川区南小岩６丁目３番17号　ディアー・ショアーズ205
破産者　下岡　伸行
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目24番１号
破産者　美川　里美
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８５４号
大阪府柏原市国分市場２丁目２番25号
破産者　瀧口恭史こと　瀧口　**泰**史
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９７号
大阪府藤井寺市野中２丁目５番４号、前住所大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目４番７―105号
破産者　福谷　義明
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１７６号
大阪府柏原市国分市場２丁目２番25号
破産者　瀧口　　恵
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０９２号
広島市南区宇品西４丁目３番15―101号
破産者　濱田　義人（旧姓正木）
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６４号
広島県東広島市八本松南６丁目12番９号
破産者　池溝　幸範
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６号
愛媛県新居浜市国領１丁目1828番地の２
破産者　高橋　政樹
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２０号
大分県玖珠郡玖珠町大字小田1592番地
破産者　尾方　尚信
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第２６６５号
札幌市南区石山１条２丁目４番18号　ヴィルヌーブＡ201号、開始決定時の住所札幌市南区南沢１条１丁目３番30号
破産者　加藤　達也
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６５号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目４番１―102号
破産者　太田　　誠
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９号
北海道網走郡美幌町字稲美100番地の150
破産者　新田　幸恵
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
福島県郡山市田村町徳定字八斗蒔田40番地　パルサンビックＡ107号
破産者　君島　忠弘
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
横浜市戸塚区汲沢６丁目14番10―101号
破産者　西　　英俊
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０４号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地46棟305号
破産者　松村　富夫
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８４６号
横浜市金沢区能見台４丁目４番地21　いこいの街Ｂ棟403号
破産者　木川　則雄
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部